

各改革項目の概要

項目種別	第6次行政改革大綱(案)での位置付け	改革項目	担当部局・課	目的・理由	進め方	
1	新規	市民等との協働	主体的な市民活動の推進に向けたNPOなどへの支援、協働の推進	地域振興部 市民活動支援課	多様化、複雑化する市民ニーズや地域の課題に的確に対応していくためには、公共サービスが行政による提供だけではなく、市民公益活動団体などと行政がお互いの持つ力と役割に応じて分担・補完しあい、対等な立場で協働できるまちづくりを推進する必要がある。	NPO活動等、主体的で自由な意思による市民公益活動推進のための環境整備と支援を行う。 ・市民公益活動センターの運営委託(市民公益活動情報の収集及び提供、相談及び連携、市民公益活動団体の育成、交流・連携などのネットワーク) ・市民公益活動団体等との協働事業の推進
2	新規	市民等との協働	都市内分権の市民理解の促進と住民自治協議会への支援、協働の推進	地域振興部 都市内分権課	合併による市域の拡大や地区毎の特性が異なる現状において、地区課題の解決や住み良いまちづくりを推進するためには、住民自らが各地区の住民自治協議会活動へ協力・参加することが不可欠であり、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という都市内分権の理念の下に、市と協働して地域まちづくり活動に取り組む住民自治協議会への支援を進める。	住民自治協議会が真に地区を代表する住民自治の中核組織として機能を発揮できるよう、協働関係を基本とし、必要な支援をしていく。 ①住民自治協議会が継続して安定的な活動が行えるよう、事務局長雇用経費への補助など事務局体制の確立・強化に向けた支援を行う。 ②住民自治協議会の活動が円滑に進むよう、地区活動支援担当である支所長が本庁の担当課との調整を行うなど、地区におけるまちづくり活動のマネジメントを行う。 ③「地域いきいき運営交付金」や「地域やる気支援補助金」など住民自治協議会の活動の原資となる財政的支援を行う。
3		市民等との協働	ふれあい会食・自宅訪問活動事業補助金の補助対象事業、補助金額の見直し	保健福祉部 高齢者福祉課	ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消や安否確認を目的としているが、事業の実施内容や対象経費が曖昧であり、補助金額の算定根拠も不明確である。 地域における支え合い活動を支援する効率的な事業とするため、事業内容や補助額の算定方法の見直しを行う。	「あんしんいきいきプラン21」第6次長野市高齢者福祉計画の中で、長野市社会福祉審議会に事業内容の見直し方針を諮り、ふれあい会食の1人1回550円の補助金は弁当代実費相当分であり、孤独感解消に効果があることから引き続き実施することとされ、自宅訪問活動事業についても、安否確認、事故防止に効果があることから引き続き実施することとされたが、補助要件のうち、月1回以上の訪問といった訪問回数等の検討を行うこととされた。また、要綱改正に当たっては、実施団体と十分な協議を行っていく。
4	新規	市民等との協働	協働による公共施設の緑化推進および活用・管理について	駅周辺整備局	区画整理区域内の緑道、近隣公園、街区公園の整備には、住民のアイデアを取り入れ、これらの施設を個人、団体等が活用(まちの行事、住宅の借景、庭との調和、アプローチ 外)することにより、市街地の緑化、景観づくりを推進する。 また、地域住民、団体等との協働による管理体制を構築し景観を維持して行く。	公園などの公共施設整備では長野駅東口地域街づくり対策連絡協議会のまちづくり研究会等の提案を基に、公共施設に隣接する住民や、住民自治協議会をはじめとする団体などと、将来の活用、管理方法を含め、協議し、可能な限り地域の要望やアイデアを取り入れることにより、地域住民が愛着や責任が持てる施設を築造する。 日常の施設の活用、管理について、地域住民、団体等が主体的に取り組み、市街地におけるみどりの景観をつくり、育てて行く仕組みづくりとして「アダプトシステム」などの導入を検討する。
5		民間活力の活用	新斎場への民間活力の活用	生活部 市民課	高齢社会の進展に伴う需要増、また社会構造の変化による市民ニーズの多様化を考慮し、斎場のあり方を検討する必要がある。 現斎場は火葬業務のみを委託しているが、建設する新斎場については、施設管理や葬祭具に関する業務を含め、指定管理者制度の導入を検討する。	新斎場整備に伴い、火葬業務の円滑化、利用者へのサービス向上、多様な市民ニーズへの対応などについて、指定管理者制度の導入を念頭に、市民や先進的な他斎場、葬祭事業者などの実態調査を実施、民間活力の活用方針を決定する。
6		民間活力の活用	公立保育所の民営化	保健福祉部 保育家庭支援課	多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、子育て支援の充実が求められているため、限られた財源、人材及び資源を有効に活用することが今後の保育行政及び子育て支援策の拡充に必要であることから、公立保育所の民営化を進めるもの。	平成25年3月を目途に「長野市公立保育所の適正規模・民営化等基本計画」(計画期間:平成25年度～平成34年度)を策定する。 ・民営化の対象保育所については、保護者及び地域関係者等への説明を行い、理解を得た上で、対象園ごとに公立保育所委託・移管先選考委員会を設置し、運営委託先等を決定する。 ・1年間の引継ぎ保育を行った後、運営委託等を行う。
7		民間活力の活用	奥裾花観光センター及び鬼無里山岳公園の指定管理者制度導入	商工観光部 観光振興課	民間のノウハウによる効率的な施設運営とサービスの向上を実現するため、市有施設の管理運営方針において、本施設を「指定管理者制度を導入する施設」と位置付けている。	25年度指定管理者選定 26年度指定管理者による管理運営開始。
8		民間活力の活用	公民館への指定管理者制度の導入	教育委員会 生涯学習課	地域に密着した社会教育活動の推進と公民館の効率的な経営を図るため。	【経過】平成23年度、すべての地区で指定管理制度に関する出前講座、説明会、勉強会を実施した。説明を行った過程で、地域にとって業務委託のメリットが感じられないことや継続した人材確保や業務の実施ができるか不安があることから直営を望む声や住民自治協議会の活動を軌道に乗せることで精一杯であるため公民館の管理運営業務は民間事業者へ委託できないか、という意見が出されている。 【進め方】受託に前向きな地区とは連絡を密に取り合い、導入を具体化していく。また、説明会において出された意見をもとに、受託者を住民自治協議会に限定せず、地域に密着した社会教育活動を行うことができるNPO法人や民間事業者等へ範囲を広げる等の検討も進める。

各改革項目の概要

項目種別	第6次行政改革大綱(案)での位置付け	改革項目	担当部局・課	目的・理由	進め方	
9	民間活力の活用	体育施設の指定管理者制度導入による管理・運営の検討	教育委員会 体育課	平成17年から平成23年度までに募集を行ったが指定管理者制度に移行できなかった体育施設について、指定管理者制度導入を検討する。	平成17年度から平成23年度までに募集を行ったが直営となった施設については、市民サービスの向上及び費用対効果を検証したうえで、順次移行する。 社会体育館については、指定管理制度への移行方法(他施設との組み合わせ等)について検討を行い、移行可能な施設から順次指定管理者制度に移行する。	
10	業務と職員数の最適化	職員定員適正化の推進	総務部 職員課	各種の行政改革の取組に応じて、定員の適正化を図っていく必要がある。 また、これまで保健福祉部門などへの行政需要の増加や消防署新設に伴う消防職員の増員などに対応してきたが、今後も行政需要の高度化、多様化が見込まれることから、それに対応できる職員配置に取り組んでいく必要がある。	現在、平成26年度を目標とする第四次定員適正化計画に沿った職員数による適材適所の職員配置を進めている。 今後の行政需要を見極めながら、平成27年度以降の定員適正化について、検討を開始していく。	
11	新規	業務と職員数の最適化	職員提案制度	総務部 行政管理課	平成18年に制度を導入したものの、直近の3年間(平成21、22、23年度)では提案がなく、活発に活用されていない状況にある。また、これまで同制度により提案された内容で、有効な改善、改革の取り組みとなる事例も極めて少ない。 職員提案制度を活性化し、職員の業務(事務)改善に対する意欲の向上を養い、職場の活性化を図る共に、業務の効率化を図る。	全庁的に業務(事務)改善提案に積極的に取り組むよう職員提案制度を見直しを行い、職員提案制度の積極的な活用を促す。
12	新規	業務と職員数の最適化	行政手続きの電子化	総務部 情報政策課	インターネットやパソコンの普及を背景に、各種証明書の申請様式のダウンロード、電子申請メニューの拡充などに取り組んできたが、市民のライフスタイルが多様化してきていることから、更に行政手続きの電子化を進めることによって、市民の利便性の向上を図る。	1. 6つの科目(①固定資産税②個人市県民税③軽自動車税④国民健康保険料⑤介護保険料⑥後期高齢者医療保険料)について、コンビニエンスストアでの納付と、パソコン・携帯電話から支払うことができるペイジー納付に対応できるよう、システムの改修を行う。(未収金対策と重複) 2. マイナンバー制度の議論の進捗を踏まえ、国が交付を予定している個人番号カードを活用した自動交付機やコンビニエンスストアでの各種証明書の交付、電子申請サービスにおけるメニューの追加など、市民が開庁時間にかかわらず行政手続きを行うことができるよう検討する。
13	新規	業務と職員数の最適化	全庁ネットワークの更改	総務部 情報政策課	平成19年度に構築した現在の全庁ネットワークは、5年のリース期間を経過し更改時期を迎えている。この更改に当って、情報セキュリティへの脅威の増大に対応するとともに、効率的・機能的に業務を進めるための情報通信基盤として全庁ネットワークを整備する。	新庁舎建設に合わせて、全庁ネットワークの更改を行う。その際、第三次高度情報化基本計画で実施を図る施策の基盤となるよう、現行の全庁ネットワークの問題点を洗い出し、最新のネットワーク技術、セキュリティ対策を調査分析し、全庁ネットワークのモバイル対応やサーバの集中管理等の整備計画を立て、新第一庁舎建設計画と歩調を合わせながら進める。
14	業務と職員数の最適化	長野市たばこ税増収・安定化対策事業補助金の廃止	財政部 市民税課	この補助金は、市たばこ税の安定収入の確保と増収を目的に、市内でのたばこ販売活動を促進すべく、長野市たばこ税協議会へ交付してきたものであるが、近年の社会的健康志向の高まりに対して、逆に喫煙を奨励する施策として「市民理解が得られない状況となってきた」こと、併せて「補助金交付効果も薄れてきている」こと、また、平成15年度と平成18年度の包括外部監査における「廃止に向けた検討をすべき」との指摘から、平成27年度を終期とし段階的に減額を続け廃止するもの。	本補助金は、平成18年度から毎年20万円を減額してきているところであり、平成24年5月に同協議会へ市の考え方を説明し、廃止に向けた一定の理解を得た。 しかし、同協議会からは、補助金の使途を喫煙環境の整備や街頭清掃に変更した場合の新規交付を要望されたため、こちらの方は、今後協議と検討を行いたい。	
15	業務と職員数の最適化	バスターミナル連絡室及び大門連絡室の見直し	生活部 総務部	市民課 庶務課	市民の利便性を高めるために設置した連絡室の利用状況が、ピーク時と比較して減少傾向にあるため、存続等について検討するもの。	連絡室の必要性及び費用的効果などを調査検証し、移転や統廃合を含めた今後の在り方について関係機関等と協議・検討し、地元への説明等を行っていく。 また、見直しに伴い、更なる市民サービスの向上のため、各種証明書の発行について、休日・夜間にも対応可能な自動交付機の設置やコンビ二交付の導入について調査・研究を進めていく。
16	業務と職員数の最適化	葬祭事業の廃止	生活部 市民課	葬祭事業については、社会的弱者を中心に、経費のかからないものへの需要が増加傾向にある。 このような状況を踏まえ、市民ニーズに対応した事業の検討も必要であるが、葬祭事業を行う民間事業者の増加により、それらの事業が充実し、市の葬祭具利用は減少している。 また、霊柩自動車運行についても、葬祭事業の一部として、民間事業者が実施するケースが多くなっていることから、これまで市業務としてきた葬祭事業を段階的に廃止する。	霊柩自動車運行業務については、市業務の廃止(要支援者分は除く)に向け、葬祭事業者が行う霊柩自動車運行の実態を把握するとともに、事業者に対し民営化への移行に向けた市方針の説明を行う。また、葬祭具の販売についても、民間事業者の動向を把握し、市業務の廃止による市民サービスの激変を緩和するため、段階的に料金や販売方法の見直しをおこなう。	
17	業務と職員数の最適化	おでかけパスポート事業補助金の見直し	保健福祉部 高齢者福祉課	合併による市域の拡大に伴い補助対象となる運賃が大幅に増加していることに加え、利用対象者も増加していることなどから、市の補助金が年々増加しており、今後も増加が見込まれる。 バス運賃の支払いがICカード化されることにより、利用実績の把握が可能となることから、これに併せて利用者負担等を見直す。	交通政策課が中心となりバス運賃の支払い方法がICカード化されることに伴い、おでかけパスポートも同時にICカード化し、正確な利用実績の把握が可能となる。 把握した実績に基づき、利用者・バス事業者・市の負担のあり方を検討し、負担割合の適正化を図る。	

各改革項目の概要

項目種別	第6次行政改革大綱(案)での位置付け	改革項目	担当部局・課	目的・理由	進め方
18	業務と職員数の最適化	私立保育所運営費補助金の見直し	保健福祉部 保育家庭支援課	私立保育所運営費補助金のうち、「特別運営費補助金」については、運営費補助から事業費補助への移行を進める。	平成22年度に「特別運営費補助金」の一部を「子育て支援事業補助金」へ移行し、平成24年度にも給食調理員加配に対する事業費補助へ移行した。引き続き、更なる事業費補助への移行について、私立保育協会と協議を重ねていく。
19	業務と職員数の最適化	私立幼稚園補助金の見直し	保健福祉部 保育家庭支援課	私立幼稚園補助金のうち、「調整交付金」については、運営費補助から事業費補助への移行を進める。	平成22年度に「調整交付金」の一部を「子育て支援事業補助金」へ移行したが、引き続き、更なる事業費補助への移行について、幼稚園連盟と協議を重ねていく。
20	業務と職員数の最適化	観光まつり補助金の見直し	商工観光部 観光振興課	現在の観光祭り補助事業の対象事業は、“観光”というよりも“地域振興”という側面の強いものが多い状況である。 また、長野市には観光まつり補助金に係る独自の要綱が存在しない。このことから、施策目標(※)の達成に向け、「観光まつり」の要件を明確にし、補助額、補助方法などの基準を定め、事業を実施しようとするもの。 (※)観光ブランドの確立や滞在型・周年型観光、体感型観光の推進など地域の資源を活かした魅力作りと心通うおもてなしにより観光客が繰り返し訪れたい地域づくりを目指す。	①他市の取り組み状況の調査、庁内関係部署との調整を行い、要綱等の基準の案を作成する。 ②基準の策定に伴い当該補助事業から外れるものがあれば、庁内関係部署との調整を行う。※必ずしも支援の継続を目指すものではない。場合によっては、公益性を見極めて支援の終期を設定する。 ③各祭り実行委員会に案を示し、意見聴取・調整を行う。 ④要綱等基準を定め、告示する。
21	業務と職員数の最適化	中心市街地活性化事業補助金(TMO運営補助)の終期設定	商工観光部 産業政策課	平成15年度からTMOの運営費を補助しており、継続的な支援に依存しない自立した体制の確立を促すため。	「長野市中心市街地活性化基本計画」に基づく事業の進捗状況及び主体事業の収益状況等を見ながら、補助金額の段階的な削減と廃止を進める。
22	業務と職員数の最適化	大会共催等負担金の見直し	教育委員会 体育課	スポーツ振興を図るため、各種競技団体等が開催するスポーツ競技大会の開催・運営支援を目的として「長野市スポーツ大会補助金等交付取扱要領」に基づき補助金等を交付しているが、補助に係る効果を検証し、これまでの取扱要領を見直す必要がある。	各大会の予算・決算状況、補助金等の充当先及び効果について検証し、「長野市スポーツ大会補助金等交付取扱要領」の具体的な見直し方針を平成24年度中に決定する。 平成25年度に各団体への周知、「長野市スポーツ大会補助金等交付取扱要領」の改訂を行い、平成26年度より反映させる。
23	新規	業務と職員数の最適化	消防局 総務課 通信指令課	消防救急無線は、電波法関係法令の改正により、従来のアナログ方式からデジタル方式へ更新する必要となった。 このデジタル化整備については、現在使用している無線通信機器すべてをデジタル機器に更新する必要があることから、多額の経費が必要となるため、隣接消防本部と共同整備することにより、経費の節減を図るもの	平成25年度に、東北信7消防本部で共同発注(長野市が発注主体)による整備費の節減 坂中峠中継局の隣接消防本部との共同整備による経費の節減
24	新規	業務と職員数の最適化	上下水道局 総務課 浄水課	水運用計画に基づき、清野浄水場における浄水業務の廃止に伴い、平成25年度当初から浄水場の運転にかかる職員を減員したところであるが、今後、現在委託している「犀川・夏目ヶ原浄水場等運転管理業務」の委託範囲を拡大する方向で見直しを行い更なる職員の削減を目指す。	現在、南部出張所が担当している、松代・若穂地区に点在する小規模水源及び浄水場の運転管理業務について、犀川浄水場において運転状況を監視できるよう遠隔監視装置を導入するとともに、松代・若穂地区の浄水場等の運転管理業務について、現在委託している犀川浄水場及び夏目ヶ原浄水場の運転管理業務へ含めることにより人員の削減を図る。 また、犀川・夏目ヶ原浄水場等運転管理業務委託の契約期間が更新となる平成30年度に向けて、さらに人員を削減するため委託業務の拡大について検討する。
25	市有施設の最適化	公共施設白書を活用した公共施設の見直しの実施	総務部 行政管理課	人口の減少、高齢化の進展などの社会情勢とそれに伴う財政の状況など、将来を見据えて、持続可能な行財政運営を実現するためには、公共施設について、作成する白書に基づき、真に必要なサービスは何か、最も効果的、効率的な運営方法は何かなどの検討を行い、見直しに計画的に取り組んでいかなければならない。	将来の人口、財政の推計などを勘案して、市民サービスの低下が最小限となるよう配慮を行い、公共施設の総量縮小、長寿命化、有効活用に関する目標、計画を策定すると共に、具体的な工程(アクションプラン)を策定し、見直しに組み込み、将来見込まれる公共施設の維持管理、更新等に要する経費の削減を図る。
26	市有施設の最適化	働く女性の家の見直し	生活部 男女共同参画推進課	南部働く女性の家と同敷地内に南部勤労青少年ホームがあり施設の設備や対象者の一部が重複するため、利用する市民の利便性及び施設運営の効率性を高めるなど、施設の有効利用を図る。	産業行政課の雇用促進室、指定管理者と施設の設置目的、利用状況について情報交換を行うとともに、施設の一体的な利用等について検討を行う。

各改革項目の概要

項目種別	第6次行政改革大綱(案)での位置付け	改革項目	担当部局・課	目的・理由	進め方
27	市有施設の最適化	老人憩の家(入浴施設)の利用者負担の見直し及び施設の再編	保健福祉部 高齢者福祉課	「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」に基づき、定期的に利用者負担について見直すもの。 憩の家は老朽化し大規模改修又は建替等の必要性が生じていることから民間と競合する「憩の家」の入浴施設部分については段階的に縮小しながら、老朽化した「憩の家」について再編を行う。	老朽化した施設等については、今後策定する「公共施設の見直し指針」に基づき、施設の統廃合を含めた見直し方針を決定するとともに、市民負担の公平性を確保するなどの観点から、適正な利用者負担について見直しを行う。
28	市有施設の最適化	保健保養訓練センターの廃止を含めた見直し	保健福祉部 長野市保健所	当施設は、市民の健康保持及び増進を図るとともに身体に障害のある者の継続した機能訓練の用に供するために設置された施設であるが、平成12年度の介護保険制度創設以来、本来の役割(機能回復訓練施設)が徐々に薄れ、宿泊温泉施設的な利用者が増えている。 このため、「H18外郭団体見直し指針」において、施設の廃止又は指定管理者である長野市開発公社へ譲渡を含め検討することとされた。	隣接する松代荘及び松代老人憩の家を合わせた譲渡について、長野市開発公社と協議してきたが、最終的に公社から「困難」との回答があった。 今後「公共施設の見直し指針」が策定される予定であることから、その結果を踏まえ地元である松代地区住民自治協議会及び利用者等と指針に沿って協議を進めていく。
29	市有施設の最適化	公立保育所の適正規模・適正配置	保健福祉部 保育家庭支援課	多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、子育て支援の充実が求められているため、限られた財源、人材及び資源を有効に活用することが今後の保育行政及び子育て支援策の拡充に必要であることから、公立保育所の統廃合を含む適正規模及び適正配置を進めるもの。	・平成25年3月を目途に「長野市公立保育所の適正規模・民営化等基本計画」(計画期間:平成25年度～平成34年度)を策定する。 ・対象保育所については、保護者及び地域関係者等への説明を行い、理解を得ながら進めていく。
30	市有施設の最適化	母子生活支援施設(美和荘)の見直し	保健福祉部 保育家庭支援課	母子生活支援施設は、児童福祉法に定められた、母子で入所可能な自立支援のための施設で、近年DVや父親等による被虐待児に係る母子世帯の入所が増加していることから、国では最低基準を改正するなど、その充実に努めている。 当該施設は、昭和52年建のブロック造りで、構造性能評価を平成23年度に実施したところ、現在の建物を耐震補強することは不可能という結論に至ったため、建替えが必須となっている。このため、施設の必要性及び適正規模等について検討を行うもの。 (県内には、上田市、松本市、飯田市に同じ施設がある。)	当該施設のあり方については、平成25年度に長野市社会福祉審議会に諮り、運営方法及び適正規模などを検討する。
31	新規	市有施設の最適化	戸隠福祉企業センターの見直し	就業能力の限られている者に対して、その自立の助長を図るための授産施設である戸隠福祉企業センターは、現在、戸隠地区内に2箇所(豊岡に本場、栃原に分場)設置されている。平成17年1月に合併した旧戸隠村との合併協議で「分場施設の利用者及び作業種目の調整を図り、将来的には本場のみの1施設とする。」との方針が出ている。 合併協議から7年が経過し、当該2施設の老朽化が進んでいることから、施設の在り方について改めて検討する。	合併協議事項を考慮しつつ、現在の施設利用状況やその当時の社会情勢の変化等も考慮し、当該施設の在り方について部内で改めて検討し、その後、地区等と協議しながら施設の見直しを図る。
32	新規	市有施設の最適化	犀峽衛生センターの廃止	公共下水道等の普及に伴い、し尿等の搬入量が減少してきており、今後も減少が予想される。 現在、市では合併に伴い、衛生センター及び犀峽衛生センターの2つのし尿処理施設の管理運営をしているが、搬入量の減少に対応し業務の効率化を図るため、犀峽衛生センターを廃止し衛生センターに集約する。	犀峽衛生センターの収集エリア(七二会・信更町・大岡・信州新町・中条地区、小川村)の衛生センターでの受入れについて川合新田区と協議を行い同意を得る。 また、犀峽衛生センター廃止について小川村と協議するとともに、併設の犀峽コンポストセンターを所管している上下水道局と協議調整を行う。
33	市有施設の最適化	大岡アルプス展望ふれあいセンターの民間譲渡	商工観光部 観光振興課	現状の利用状況・利用形態から、民間へ譲渡することによりさらなる施設の有効活用が可能か検討する必要がある。	譲渡に向けた条件を整理し、譲渡可能か判断する。第3期指定管理期間中に、当該施設の処分制限期間経過後の平成28年度以降の施設のあり方について再検討を行う。
34	市有施設の最適化	飯綱高原スキー場の縮小	商工観光部 観光振興課	全国的なスキー人口の減少に加え、暖冬傾向による不安定な積雪状況で、各スキー場は厳しい経営状況にあるため、将来的なあり方についての検討が必要となっている。	スキー場の運営方針並びに位置付けを明確に定め、指定管理者制度を継続する中で、最大限経費が縮減できるよう検討を進める。 平成20年度には、リフトの休止によりコースの一部を縮小し、効率的な経営を進めてきており、今後はグリーンシーズンにおける活用方法についても検討を進める。 平成23年11月に芋井地区住民自治協議会に設置された飯綱高原活性化特別委員会において、飯綱高原スキー場の更なる改革に向けての研究協議がなされ、平成24年度に提言を受ける予定。この提言に基づき、新たな運営改善計画を立案し、さらなる効率的な経営を進める。
35	市有施設の最適化	勤労青少年ホーム、中高年齢労働者福祉センターの見直し	商工観光部 産業政策課	南部勤労青少年ホームでは同一敷地内に南部働く女性の家があり、施設の設備や利用形態などの一部が重複している。施設運営の効率性や市民の利便性向上のためにも、他の類似施設を含めた全庁的な施設のあり方の検討が必要である。	行政管理課で作成する施設の見直し指針に基づき検討する。

各改革項目の概要

項目種別	第6次行政改革大綱(案)での位置付け	改革項目	担当部局・課	目的・理由	進め方	
36	新規	市有施設の最適化	中条農林産物直売施設の民間譲渡	商工観光部 産業政策課	指定管理施設を含めた市有施設の見直しにあたっては、行政管理課で作成する施設の見直し指針に基づき改めて実施することとなるが、当該施設については現指定管理者から譲渡してもらいたい意向が示されていることから、先行的事例として、施設設置の目的である「地域特産物の販路拡張等を通じて地域産業の振興に資する」点に配慮した民間譲渡の手法等を検討する必要がある。	平成25年度中に評価額の算定を行い、具体的に民間譲渡が可能かどうかを現指定管理者と協議し、現指定管理者を譲渡先とすることの課題等を整理する。 また、施設設置目的から逸脱しない譲渡のあり方等についても同時に研究を進める。
37		市有施設の最適化	大岡観光施設の見直し	商工観光部 観光振興課	大岡観光施設の中心だった聖山パノラマスキー場が平成21年度末をもって廃止となった。今後も存続していくパノラマホテル・テニスコート・マレットゴルフ場・オートキャンプ場の有効利用につながるスキー場の後利用実施計画が必要となっている。	23年度後利用整備計画策定 23年度から27年度後利用整備計画に基づき整備を行う。策定された事業構想の具体的な事業実施に向けた作業部会が住民自治協議会に設けられているため、参加・支援を行い、着実な事業実施を地域と共に目指す。 要望のあった施設整備については年次計画に沿ってホテル周辺の施設整備を実施し、利用客増に結びつける。
38		市有施設の最適化	大岡交流施設(大岡温泉)の見直し	商工観光部 観光振興課	利用状況等から観光施設以外で施設の有効活用が可能か検討する必要がある。	現在の利用状況を考察して、庁内関係課と地域との連携により、施設の方針(あり方)を検討する。 住民自治協議会とともに、大岡地域の振興計画の中での当施設のあり方を十分協議し、今後の方針を再検討する。 平成22年度—平成26年度の指定管理契約があるため、平成25年までに検討する。
39		市有施設の最適化	品沢高原観光施設の民間譲渡・廃止	商工観光部 観光振興課	別荘地管理については、利用者が減少している状況から、また体育館等付帯施設も利用者が少なく施設も老朽化しているため、将来的なあり方について検討が必要となっている。	今後のあり方について、引き続き地元関係者と協議をしていく。廃止と決定した場合は、平成25年度中に議会への説明及び廃止条例案の上程をし、平成26年度以降は施設の解体撤去を行っていく。
40		市有施設の最適化	農村改善施設の見直し	農林部 農業政策課	所管されている農村環境改善センター等9施設のうち、ほとんどの施設は地域住民などに有効に利用されており利用状況も良いが、一部の施設では利用者減少が見られるとともに、施設の老朽化も進み、経年劣化による修繕費などが嵩んできている。 特に、昭和53年建築の戸隠基幹集落センターは、利用回数が少なく、今後のあり方が未確定であるため、耐震診断が未実施で耐震化を進めるためには高額な費用の発生が予想される。	利用頻度が非常に少ないことなどから、施設の廃止等を含めた協議を地元と進める。
41		市有施設の最適化	林業関係施設の見直し	農林部 森林整備課	林業関係施設である樽池運動公園広場について、利用者数の増加を図るとともに、施設の活用方法について検討をする。	地元と協議し、利用者増に向けた取り組みをするとともに、経費削減に向けた施設の管理運営及び活用方法について取り組みをする。
42		市有施設の最適化	大岡農水産物処理加工施設の見直し	農林部 農業政策課	当該施設は利用者が限定され、利用頻度が少ないが、中山間地域における地域振興や、地産地消をはじめとする農業の活性化に対する効果という観点から、地元への譲渡を含め、施設のあり方について検討する。	施設の地域内の位置付けや効果について研究し、主な利用団体や地元に対し、施設譲渡及び利用率向上対策等を含めた提案を進める。
43		市有施設の最適化	スパイラルのあり方の検討	教育委員会 体育課	施設の運営維持管理に多額な経費が投じられているが、利用者及び利用期間が限られ、十分な利用料等の収入が望めない。 平成25年度まではナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定されていることから、国の委託費を受けて施設を運営しているが、平成26年度以降については不明であるため、国の指定がされない場合の施設のあり方について、その方針を検討する必要がある。	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に平成25年度末まで再指定されたことから、国の委託費により管理を継続する。 ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設については、ソチオリンピック終了後の平成26年度以降については不明であることから、再指定に向けて準備を進めていく。 一方、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設の再指定がされない場合の施設のあり方について、平成25年度までに方針を決定する。
44	新規	市有施設の最適化	博物館再編基本計画の策定	教育委員会 博物館	平成14年度末の「長野市展示公開施設等検討委員会」の答申を受け、平成15年度より博物館の整備充実に関する研究を開始した。 平成17年の合併後、戸隠地質化石博物館を開設したが、それはその研究成果の一つであった。 その後平成22年の合併により、信州新町・中条村の諸施設が加わったことにより分館・付属施設があわせて12館に増加した。その中には似た性格の施設が複数存在したり、多数の来館者が見込めず常時開館していない付属施設が複数存在する等の問題があり、市民にわかりにくい体系となっている。 開館以来変わっていない本館常設展示のリニューアルを含め、市民にわかりやすく魅力ある博物館にするとともに、効率的な運営を図っていくための再編基本計画を策定する。	博物館内で、再編基本計画策定会議を立ち上げ、以下の内容について検討する。 ①本館、分館、付属施設の現状分析 ②分館・付属施設の統廃合による機能強化と各施設所蔵資料の取り扱い、及び関係する地元との調整 ③博物館ならびに類似施設所有の関係課との協議

各改革項目の概要

項目種別	第6次行政改革大綱(案)での位置付け	改革項目	担当部局・課	目的・理由	進め方		
45	新規	歳入確保への取組	畜産振興補助金等の見直し	農林部 農業政策課	信州新町肉めん羊組合に対し交付しているサフォーク肉価格安定対策事業補助金は、合併協議のなかで3年を目途に見直すこととなっている。しかしながら、現状で当該補助金を全額カットすると飼養農家の廃業により、昭和初期から続いてきた「新町のジンギスカン」が途絶えてしまうことが危惧される。このため、補助金の見直しを進めるとともに飼養に係るコスト削減を図り、将来的には市からの補助金に依存せずに経営が成り立つサフォーク肉生産を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から畜産振興補助金の交付対象を見直す。 サフォークは、草地在り荒廃してしまうほど非常に食性が強い動物である。この特徴を活かして、平成25年度から、希望する農家等へのリースによりサフォークを緩衝帯エリアや耕作放棄地等に放牧し、野生鳥獣の出没や農地の荒廃地化を抑制するためのモデル事業を実施する。25年度から27年度の3カ年実施し、課題・問題点を洗い出し28年度以降の本格実施について検討する。 信州新町のサフォークは高級肉としての評価を得ているが、産地としての認知度が低い状況である。このため、サフォーク放牧を出来る限り観光客等の「見える場所」で実施することによる情報発信(PR)を行い、誘客及び販路の拡大に結び付ける。 	
46		歳入確保への取組	市税、使用料、保険料などの各種未収金対策における新たな効果的方策の検討	財政部 会計局	収納課 会計課	<p>税負担等の公平性と自主財源を確保し、市税等収入金の収納率の向上に向け、平成25年度から4税目・3保険料にコンビニ・ペイジー収納を導入する計画であるが、全国的にはクレジット収納の導入やペイジーの新しい利用方法に関する取り組みが続いており、今後選択肢の増加が予想される。利用者にとって、より便利な支払い方法を提供することで、確実な収入確保に繋げるよう検討が必要である。</p> <p>また窓口や郵送、インターネットによる申請・届出等に係る使用料や手数料の収納方法についても、市民の利便性の観点から検討する。</p>	<p>平成24年度に、トータル収納サービスにかかるシステムの構築と市側システムの改修を行い、コンビニ納付・ペイジー納付に対応できる環境準備と新様式の納付書の準備およびテストを行い、平成25年度には、コンビニ納付、ペイジー納付を導入実施する。トータル収納サービスの導入により、今後は新しい収納方法を比較的容易に導入・運用することが可能となる。このメリットを生かし、市民にとってより便利で、担当課にとってもより効果的な収納方法を選択できるよう検討を行う。</p> <p>○現時点で検討対象となりうる項目：ペイジー（口座振替受付サービス、情報リンク方式、ダイレクト方式）、クレジット収納、モバイルレジ、その他の税や保険料等への導入、窓口や郵送、インターネットによる申請等に係る使用料・手数料等への導入</p>
47	新規	歳入確保への取組	ふるさと納税制度(ふるさと応援寄附等)へのクレジット決済の導入	企画政策部	企画課	<p>現在、寄附金の受付は、申込書を受付後、納付書を作成し申込者に送付、金融機関に出向いて納付していただいているため、申込から寄附金納付まで最短でも3日は必要である。寄附金受付の手続を迅速かつ簡便化し、寄附者の利便性の向上を図りたい。</p>	Yahoo!(ヤフー)など民間のクレジット決済機能を導入する。
48		歳入確保への取組	働く女性の家、勤労者女性会館しなのきの利用者負担の見直し	生活部	男女共同参画推進課	<p>社会経済情勢の変化や施設の利用状況等を考慮し、類似施設や同種サービス内での均衡を図るため、実態に見合った負担額とする。</p>	施設の利用状況等の把握・検討、類似施設や同種サービスとの調整により適正化を図る。
49		歳入確保への取組	勤労青少年ホーム、中高年齢労働者福祉センターの受講料の見直し	商工観光部	産業政策課	<p>社会経済情勢の変化や施設の利用状況等を考慮し、類似施設や同種サービス内での均衡を図るため、実態に見合った負担額とする。</p>	施設の利用状況等の把握・検討、類似施設や同種サービスとの調整により適正化を図る。
50		歳入確保への取組	公民館講座受講料及び施設使用料のあり方の検討	教育委員会	生涯学習課	<p>講座の受講料や公民館の使用料は社会教育目的であれば原則的に無料であるが、利用する人と利用しない人との公平性が確保できないため。</p>	<p>【施設使用料の有料化】施設使用料の有料化に伴う減免対象者等を具体的に検討していく。特に、分館の使用料の取り扱いについては施設の位置づけや、管理運営方法を変更しなければ有料化は困難であるため対応策を検討する。</p> <p>【公民館講座の有料化】成人学校や他施設の講座との整合性を図るとともに、講座開講の目的、公益・私益の棲み分けを明確にしていく。【共通した進め方】使用料等は、統一的な基準に基づき算出し、利用者への周知期間を十分に取、理解を得た上で負担を求めていく。</p>
51		歳入確保への取組	児童館・児童センター等の利用料金制の導入	教育委員会	生涯学習課	<p>登録児童数が年々増加し、利用者ニーズが高まる中、サービス提供の公平性の確保や、内容の充実を図る上で、利用者負担を求めていくものである。</p>	<p>放課後子どもプランについては、平成24年度現在51校区で実施しており、ほぼ目標通りに推進していることや、国では、子ども子育て新システム関連法案が可決されたことから、改めて通常時間帯の有料化について検討を進める。</p> <p>今後示される国の新たな基準による利用料の設定の検討を行うとともに、平成21年度の有料化に向けた動きの中で寄せられた意見や、平成24年度から実施している時間延長制度の課題等を整理し、通常時間帯の利用料金制導入に向けて検討を行う。</p>
52		歳入確保への取組	少年科学センターの利用者負担の見直し	教育委員会	生涯学習課	<p>行政サービスに対する適正な利用者負担を確保するため。</p>	<p>利用料金を値上げすることに伴う利用者の減少を考慮し、その影響が最小限にとどまるよう、指定管理者の意見も取り入れながら試案を作り、青少年健全育成審議会において意見を聞く。</p>

各改革項目の概要

項目種別	第6次行政改革大綱(案)での位置付け	改革項目	担当部局・課	目的・理由	進め方
53	歳入確保への取組	青少年錬成センターの利用者負担の見直し	教育委員会 生涯学習課	行政サービスに対する適正な利用者負担を確保するため。	利用料金を値上げすることに伴う利用者の減少を考慮し、その影響が最小限にとどまるよう、指定管理者の意見も取り入れながら試案を作り、青少年健全育成審議会において意見を聞く。
54	歳入確保への取組	体育施設使用料の見直し	教育委員会 体育課	大規模体育施設等の有料施設については、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」による利用者負担割合の50%に満たないことから、改定を行う必要がある。 また、社会体育館等の無料施設においては、使用料無料により運営を維持管理しているが、利用者負担の考え方から適正な使用料徴収を導入する必要がある。	周知期間を考慮し、有料施設について料金改定を、また、無料施設については有料化を検討する。 ・有料施設の料金改定に併せた料金体系の見直し ・無料施設の費用対効果の検証 ・社会体育館及び学校開放施設の料金体系の検討 ・サービスの低下にならない料金徴収方法、及び管理方式の検討
55	新規 歳出削減への取組	長野市歯科医師会及び更級歯科医師会に対する補助金の見直し	生活部 医療事業課	小田切及び信里診療所の歯科については、両歯科医師会会員である歯科医師により診療を行っている。 この補助金は、歯科医師を安定的に派遣してもらうための協力に対するものであるが、現在、歯科医師は長年固定されており、形骸化しているため見直すもの。 《補助金額》長野市歯科医師会：70千円(年)、更級歯科医師会：50千円(年)	両歯科医師会に対し、廃止に向けた協議をお願いする。 ・協議に当たっては、過去の協力に関する経過を踏まえ、廃止までには一定の期間を設けるものとする。
56	効率的、計画的な行財政運営	入札契約制度の改善	財政部 契約課	入札制度に対する社会情勢の変化や要求に対応するため、現行制度の見直し及び拡大並びに新制度の導入を図る必要がある。	1 総合評価落札方式 ○建設工事に係る工事成績等簡易型については、これまでの試行を踏まえ、対象案件の選定基準及び評価項目・配点の見直し等について調査・研究し、入札制度研究委員会において検証した上で試行を継続する。 ○建設工事に係る技術提案型、測量等に係る技術者実績等簡易型についても、事業者の技術力等を評価する上で有効であると考えられることから、要件、手順等について調査・研究を行い、入札制度研究委員会において検証した上で試行する。 2 合冊入札方式 平成23年度に対象工事の大幅な見直しを行い、新たな試行要領に基づいて実施しているため、入札制度研究委員会において検証した上で試行を継続する。
57	効率的、計画的な行財政運営	市有建物の省エネ・CO2削減	環境部 環境政策課	地球温暖化対策のため省エネ・CO2削減は、本市にとっても大きな課題であるため、長野市役所温暖化防止実行計画の温室効果ガス削減目標を達成する。	市有施設の改修、設備の更新においては、CO2削減のため、高効率エネルギー機器等の導入を順次進める。 節電を含め、省エネの成果について見える化を図り、職員の省エネ行動に結びつける。
58	新規 組織力の向上	建設部土木3課、及び支所における建設行政の執行体制の見直し	建設部 維持課	合併により拡大した市域に対応し、効率的かつ緊急時にも対応可能な建設行政の執行体制を確立するため、本庁の土木3課(道路・河川・維持)の業務分担や執行体制の見直しを行うとともに、支所における建設土木、産業振興等の業務拠点化を進める。 現在、旧一表支所には土木技術職員が各1名分散配置されているが、設計・施工管理など専門知識を活かした業務が行えず、能力が十分生かされていない。 また、近年局所的な集中豪雨等の災害が増えている中、現支所の体制では、災害発生時における現地調査等の機動的な対応ができない。	本庁管内については、土木3課の業務分担や執行体制の見直しを行うとともに、篠ノ井地区に維持部門の業務拠点として旧一表支所の土木技術職員を集約した、南部事務所を設置する。 合併地区については、地理的条件や業務効率性を踏まえ、基本的には現体制を維持するが、大岡の建設土木担当については信州新町支所に統合を目指す。